

お客様 各位

令和 6 年 8 月

ご契約内容の一部変更について

平素は滝川ガスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。この度、下記のご契約内容を一部変更させていただきます。

【対象約款】

- ・ 一般ガス小売供給約款
- ・ 家庭用温水式暖房/給湯契約
- ・ 家庭用給湯/暖房契約
- ・ 家庭用省エネ給湯暖房契約
- ・ 暖房用季節約款
- ・ 夏季空調契約
- ・ 暖房用季節約款
- ・ 小型空調契約
- ・ 時間帯別 B 契約
- ・ 融雪用季節約款
- ・ ニュータウンこすもすガス小売約款

【変更内容】

- 1.現在、早収支払期限（検針日の翌日から起算して 20 日）を過ぎてお支払いをされた場合は 2 か月後の早収料金に遅収加算額（2 ヶ月前の早収料金の 3%）を上乗せしたガス料金を頂いておりましたが、お支払方法の多様化により 10 月分以降のガス料金に付加される遅収加算額（8 月以降の遅収料金制度）を廃止致します。それに伴い、早収料金の呼称を『ガス料金』へ変更いたします。
- 2.ガス供給の停止となる対象を『**ガス料金以外の当社に対するその他の債務（灯油・器具・工事代等）**についても期限までにお支払いがない場合にはガスの供給を停止します』に変更させていただきますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※上記変更内容を承諾いただける場合は特段のお手続きは不要です。
尚、ご不明な点がございましたらお問合せ先までご連絡ください。

滝川ガス(株) (B0009)

お問合せ先：0120-23-3510

料金担当：片野・橋本